

### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の発見と調査

##### ポイント

◆学校の解決を超えた事象（警察に被害届が提出されるケース等）は、警察等関係機関との連携をしっかりと取る。

◆被害者、加害者を含めた児童生徒に対する心のケアを行う。

#### 重大事態の発見と調査

##### (1) 重大事態の意味（法第28条第1項）

ア 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」（児童等が自殺を企図した場合等）

イ 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」

（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手する。）

ウ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事故に至ったという申し立てがあったとき」（法第28条第1項）

##### (2) 教育委員会又は市立小中学校による調査等

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。以下の場合には設置者において調査を実施する。

ア 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合。

イ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合。

##### (3) 学校を主体とした場合

ア 「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）及び京田辺市におけるいじめ防止等のための基本的な方針、学校の設置者の指導・助言に基づき以下のような対応に当たる。

イ 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。

・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

・第22条に基づく「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考える。

ウ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

・「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要員となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめが生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。

- ・因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査し、たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う姿勢が重要である。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該自体への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

#### (4) 調査の実施

- ・いじめられた児童等や情報を提供してくれた児童等を守ることを最優先とした調査を行う。
- ・当該児童等の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査についての協議を行う。

##### ア いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取しいじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

##### イ いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

- ・児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問調査や聴き取り調査などが考えられる。

#### (5) 調査結果の提供及び報告

- ア いじめを受けた児童等及びその保護者への適切な情報の提供を行うとともに教育委員会又は学校は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適に提供するものとする。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

##### イ 調査結果の報告

調査結果を学校の設置者に報告する。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な取組を進める。

#### (6) 調査結果の提供及び報告

教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。